

評議員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中辻創智社（以下「本財団」という。）定款第13条の規定に基づき、本財団の評議員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、評議員が評議員会及びその他の会合に出席する場合に支給する日当をいう。
- (2) 費用とは、評議員が評議員会及びその他の会合に出席する場合に負担した交通費、宿泊費等をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本財団は、評議員の職務遂行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 評議員の報酬は、勤務形態にかかわらず固定の報酬を置かないものとし、評議員会及びその他の会合への出席の都度、日当を支給する。
- 3 評議員には、賞与及び退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 本財団の評議員の日当は、定款第13条に基づき、1日1人当たり1万円を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び費用は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

- 2 報酬及び費用は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。
- 3 評議員への報酬及び費用の支給日は、当該評議員が参加する評議員会及びその他の会合の開催日から30日以内とする。

(交通費及び宿泊費)

第6条 本財団の評議員の交通費は、当該評議員の住所地から評議員会及びその他の会合の開催場所までの往復の交通費実費相当を支給する。ただし特別急行料金及び座席指定料は認めるが、特別車両料金は加算しない。

- 2 評議員会及びその他の会合への出席に際し宿泊を要する評議員については、宿泊費実費相当を支給する。ただし1泊につき15,000円を限度とする。

(公表)

第7条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第8条 この規程の改正は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、代表理事が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成27年12月18日から施行する。(平成27年12月18日評議員会決議)

附則

この規程は、令和3年11月4日から施行する。(令和3年11月4日評議員会決議)

附則

この規程は、令和4年9月2日から施行する。(令和4年9月2日評議員会決議)

附則

この規程は、この法人が公益財団法人の認定を受けた日から施行する。(令和5年3月31日評議員会決議)

第9条に記載する別の定め(別紙)

評議員は、この法人から第6条の決定に資する領収書、請求書の提出を求められた場合、速やかに提出するものとする。(平成27年12月18日理事会決議)